

区役所業務員休暇代替アルバイトの税額表適用誤りについて

区役所業務員及び土木事務所業務員の休暇取得時に対応するアルバイト（以下「業務員休暇代替アルバイト」）の源泉徴収税額を計算する際に、誤った給与所得の源泉徴収税額表（以下「税額表」）を適用し、本来徴収すべき税額とは異なる税額を源泉徴収し、納付していたことが判明しました。

このように不適切な事案があったことについて、深くお詫び申し上げますとともに、再発防止に向けた取組について徹底してまいります。

1 判明の経緯

平成 29 年 3 月 29 日、中区における業務員休暇代替アルバイトの雇用にかかる事務において、源泉徴収税額を計算する際に誤った税額表を適用して被雇用者から源泉徴収し、本来徴収すべき税額とは異なる税額を納付していたことが判明しました。国税通則法第 72 条により所得税の時効は 5 年間のため、過去 5 年分を点検したところ、計 7 名分で同様の誤りがあることが分かりました。

これを受け、各区で点検を行った結果、中区の他 3 区（磯子区、金沢区、瀬谷区）において、同様の誤りがありました。

2 点検結果

(1) 該当区

中区、磯子区、金沢区、瀬谷区

(2) 誤徴収内容

ア 月額表乙欄適用者に日額表丙欄を適用

該当区	該当者人数	既支払額 (日額表丙欄適用)	本来の源泉徴収所得税額 (月額表乙欄適用)	追加納付額
中区	7 人	194,146 円	361,131 円	166,985 円
磯子区	7 人	30,946 円	80,863 円	49,917 円
金沢区	15 人	181,901 円	390,413 円	208,512 円
瀬谷区	7 人	142,347 円	461,462 円	319,115 円
合計	36 人	549,340 円	1,293,869 円	744,529 円

イ 日額表丙欄適用者に月額表乙欄を適用

該当区	該当者人数	既支払額 (月額表乙欄適用)	本来の源泉徴収所得税額 (日額表丙欄適用)	還付額
磯子区	1 人	943 円	458 円	485 円

ウ 控除額誤り

該当区	該当者人数	既支払額 (月額表乙欄適用)	本来の源泉徴収所得税額 (月額表乙欄適用)	追加納付額
磯子区	1 人	5,828 円	6,800 円	972 円

※税額表の適用区分については【参考】をご参照ください。

### 3 原因

アルバイトの雇用期間については、2か月を超える場合と2か月以内の場合によって、それぞれの雇用期間に応じた税額表の月額表または日額表を適用し、源泉徴収税額を計算する必要があります。

業務員休暇代替アルバイトについては、業務員が不定期に取得する休暇の際に勤務する形態となっていることから、雇用期間が2か月を超える場合でも、日雇労働者等の源泉徴収税額を計算する際に適用する税額表（日額表）を適用する等、本来源泉徴収すべき税額と異なる税額を徴収し納付したことによるものです。

### 4 今後の対応

本市が被雇用者から誤った税額を源泉徴収し、納付したことにより発生した、本来源泉徴収して納付すべき税額との差額については、本市が源泉徴収義務者として速やかに納付します。併せて、被雇用者に対しお詫びするとともに、本来源泉徴収すべきであった所得税について本市への返還を依頼し、修正申告の手続き等についてご案内します。

また、還付が発生するものについては、本市が被雇用者へ還付し、併せて税務署に本市への過誤納金の還付を請求します。

※追加納付にかかる延滞税および不納付加算税については、国税通則法により計算した結果、少額のため課されないことを確認しています。

### 5 再発防止策

アルバイト雇用の源泉徴収事務について、再度関係法令等の職員への周知を行います。また、併せて総務課等における審査を徹底し、事務処理の適正化を図ってまいります。

#### 【参考】※国税庁ホームページより引用

##### ○パートやアルバイトの源泉徴収

パートやアルバイトに、給与を支払う際に源泉徴収する税額は、一般の社員と同様に「給与所得の源泉徴収税額表」の「月額表」又は「日額表」の「甲欄」又は「乙欄」を使って求めます。

ただし、給与を勤務した日又は時間によって計算していることのほか、次のいずれかの要件に当てはまる場合には、「日額表」の「丙欄」を使って源泉徴収する税額を求めます。

- (1) 雇用契約の期間があらかじめ定められている場合には、2か月以内であること。
- (2) 日々雇い入れている場合には、継続して2か月を超えて支払をしないこと。

##### ○源泉徴収義務者

源泉徴収制度においては、源泉徴収に係る所得税や復興特別所得税を徴収して国に納付する義務のある者を「源泉徴収義務者」といいます。

※区役所のアルバイト雇用における源泉徴収義務者は各区長です。

お問合せ先			
(事案の概要及び中区の事案に関すること)			
中区	総務課長	河原 正継	Tel 045-224-8110
(各事案に関すること)			
磯子区	総務課長	井上 弘毅	Tel 045-750-2310
金沢区	総務課長	栗原 敏也	Tel 045-788-7703
瀬谷区	総務課長	日比野 政芳	Tel 045-367-5610